県道福良江井岩屋線(松帆古津路·湊地区) 道路整備推進協議会通信

第3号 平成20年12月2日(火) 事務局

| 兵庫県淡路県民局 | 県土整備部洲本土木事務所

県道福良江井岩屋線の都市計画道路決定のため「西淡都市計画道路に関する説明会」を開催しました。 住民の皆さんに都市計画道路3.5.420湊線、3.5.421湊古津路線に関する説明を行い、意見をもとめました。 都市計画案は12月中旬に公告・縦覧し、来年3月に都市計画決定される予定です。

◇ 西淡都市計画道路の場所



◇ 平成20年10月23日(木)、26日(日)に 「西淡都市計画道路に関する説明会」を開催しました。



第1回説明会の模様

1 0月23日(木) 開会:19時00分 閉会:21時10分 住民 12名参加

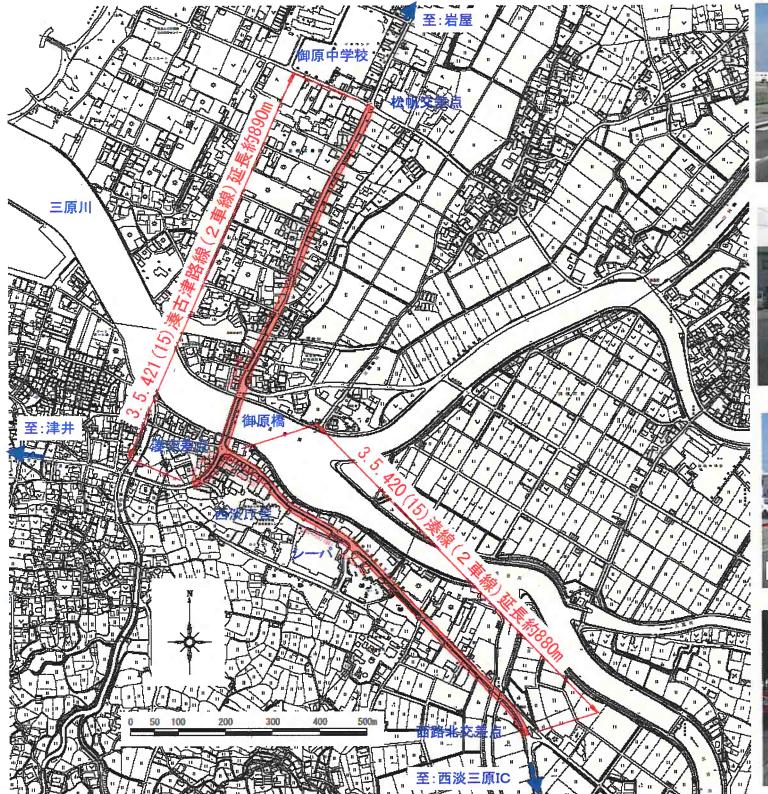


第2回説明会の模様

1 0月26日(日) 開会: 14時00分 閉会: 15時15分 住民 24名参加

◇ 西淡都市計画道路の2路線

今回都市計画決定する予定の2路線を下図に示します。これらの案の詳細は、当協議会通信の1号、2号に記載しています。これらは、 淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市西淡庁舎で配布しております。県民局、南あわじ市のホームページでも御覧になれます。











説明会での質疑応答の概要

以下に、説明会での質疑を当日十分にお答えできなかった分を補足し、掲載します。なお、個人的事項に特化した質疑については 掲載しておりませんので、御了承願います。

(1) 道路計画決定の経緯

- 道路整備ルートの検討でなぜ現道拡幅になったのか。バイパスのほうが安価で、立ち退きが少なく、 Q 工事も施工しやすいのでは。大型車はバイパスを通行するので、現道の安全性も確保できるのではないか。
- 過去数年ならびに推進協議会において、現道の拡幅やバイパスについて協議してきた。バイパスにすると、 御原橋での交通渋滞の解消や、中学生などの通学路としての安全性が確保できないことから、現道拡幅が 望ましいと考えている。バイパスは工事費としては安いが、現道の課題は残ってしまう。 さらに、バイパスにすると、街中の衰退化が懸念され、良好な農地も分断してしまう。また、道路が 堰状態となり、内水対策の面から、構造的に不適切と考えている。(図1参照)
- Q 過去の工事でコミュニティが壊れており、8~12軒ほどあった隣保の付き合いが2軒になった。
- 道路整備で多少のコミュニティの崩壊はあるかもしれないが、歩道が新たに設置されるので、地域の Α 憩いの場としての機能が付加され、新しいコミュニティが醸成されると考えている。
- Q 今年の2月から現計画になったのは知らなかった。地元の意見を十分に聞いたのか。
- 道路推進協議会で協議をして、その内容については、協議会通信として地区に回覧し、意見のある方は Α 言ってもらうという手法をとっている。
- 道路推進協議会で一般公募委員の応募がなかったとの報告があったが、募集があったのを一回も見ていない。 この説明会も広報を見て知ったが、もっとケーブルテレビなどで知らせてほしい。説明会の Q 参加者が少ないのは連絡不足のためである。
- 地元周知については、市広報や市HPに掲載し、また湊地区、松帆地区の各区長には郵送にて案内している。 県にとっても初めての試みであるが、目に留まらなかったのは反省している。
- Q 大型車の通行から道路幅員を広くし、自転車歩行者道を狭く。15mは不必要ではないか。
- 自転車歩行者道の幅員などの規格は、道路構造令という法律で決まっており、自転車、歩行者、 Α 施設帯を設置した最低の幅員として確保して、15mとなっている。(図2参照)
- Q 道路の高さはどのようになるのか。
- 基本的な道路の縦断は、今後、詳細を決定していくことになる。現道の高さを基本にするが、多少すり付けや 取り合いで高さが変わる場合もある。その時は説明させていただく。

(2) 補償の考え方

- 地元を犠牲にしてまで、道路改良はしてほしくない。当事者と十分に協議してほしい。補償の内訳はどのようになっているのか。 Q
- 一般的な補償内訳としては、建物の補償(建築の再建築、材料、原価など)、営業補償(休止期間、お客数減)、移転雑費(引越し、仮家賃)、工作物 (庭の樹木など)であり、それぞれ調査し算定する。用地の提供がなければ事業にならない。地権者の協力を得られるように十分な説明をする。
- Q 営業を止めることが困難であり、来客の駐車場と従業員の駐車場の確保を考えてほしい。
- 駐車場の確保については、個々の地権者のご要望を聞かないとはっきりとしたことは言えないが、一般論として、駐車場の代替機能確保の補償となり、 まず近隣で確保できるように調整する。営業の休止期間はできるだけでないように継続することで検討する。

(3) その他

- Q 神戸淡路鳴門自動者道と県道の関係で、県道通過は、四国、徳島、神戸の車が大半である。高速料金が高くて、一旦県道を通行する。料金を下げてほしい。
- 高速料金は、平成15年度に1.3兆円の税金を投入して債務を1.9兆円まで減額した。開通直後から正規の料金を取らず正規の3割引で運用し、 Α 今年の9月からは、土日祝日の普通車の料金は半額になっており、大型車の夜間割引等も拡大している。県ならびに南あわじ市においても神戸淡路鳴門 自動車道の料金の値下げについては、国などに要望をしている。また、高額な通行料金によって地元に多大な迷惑をかけているのは分かるが、通行料が 安価になっても、まちづくりや交通安全の観点から、今回の都市計画道路は必要であると考えている。
- Q 交通量調査をしたと説明があったが、交通量のうち、徳島県の車の調査はしているか。
- Α 徳島県の車輌が何台通行したかの調査はしていない。
- Q 湊交差点からシーパ前付近までの区間の道路工事は、三原川の護岸工事と同時に実施できないのか。 御原橋から下流、柿ノ木谷川合流部までの南側護岸は、未整備であり、優先して整備すべき箇所と考える。
- 三原川河川整備計画を土木事務所の河川砂防課で計画しており、御原橋から下流については、断面は 確保されている。南側の護岸工事は一部残っているので、護岸補強は必要であるが、断面が広がることはない。 御原橋の上流側は、昭和54年の激特災害において河川改修は完了しており、道路と河川を一度に改修すること はなく、また、用地を新たに提供していただくことはない。
- Q 事業はどこから着手するのか。
- 工事は3区間ほどに分けて考えている。最初の工事は、御原橋周辺から始める予定である。(図3参照)

◇ 都市計画決定のスケジュールと都市計画案の縦覧・公告

西淡都市計画道路の都市計画決定に係る図書の縦覧ができます。縦覧期間中には、意見書を提出することができます。

- ○都市計画案の公告は、平成20年12月12日(金)に行う予定です。
- ○都市計画案の縦覧期間は、平成20年12月12日(金)から12月26日(金)までです。 この期間内に皆様からの意見書を受け付けいたします。
- ○都市計画案の縦覧場所は、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁内 県土整備部まちづくり局都市計画課、及び、南あわじ市都市整備部都市計画課です。
- ○兵庫県知事宛の意見書提出は、縦覧期間満了の日までに、住所、氏名、及び年齢を記載の上、 案件に係るできるだけ具体的な意見を記載した文書を、 上記住所の兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課宛に提出してください。 また、南あわじ市都市整備部都市計画課においても受け付け、取り次ぎます。 (インターネットによる意見書の提出は受け付けておりません。)

◇ ご要望やご意見

図1 過去に検討協議したバイパスのルート図



図2 標準的な道路幅員図



図3 第1期事業着手を予定している区間

第1期事業区間

11,00m 3,50m 3,00m 3,25m 0,75m (北京新年報

付加車線(右折レーン)付送間の断動

都市計画決定のスケジュール



道路計画やこの協議会通信に対する皆様のご意見やご要望をお寄せください

ご意見、ご要望はFAX,メールまたは手紙、投稿で次までお寄せください。それ以外の方法では対応しかねますので御了承願います。

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 兵庫県淡路県民局県土整備部 洲本土木事務所道路第2課

FAX 0799-25-2344 Eメールアドレス awajid@pref.hyogo.lg.jp

〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1 建設部 建設課

FAX 0799-43-5326 Eメールアドレス kensetsu@city.minamiawaji.hyogo.jp